二　公益目的事業財産のうち次に掲げる資産（以下「時価評価資産」という。）を有する場合の当該時価評価資産の取消し等の日における時価が最終提出事業年度の末日における帳簿価額を超える場合のその超える部分の額
イ　土地又は土地の上に存する権利
ロ　有価証券
ハ　書画、骨とう、生物その他の資産のうち最終提出事業年度の末日における帳簿価額と時価との差額が著しく多額である資産
三　公益認定を受けた日以後に第六十五条に規定する方法により公益目的事業を行うために費消し、又は譲渡した第四十四条に規定する財産額から第三十八条第三号に掲げる場合に費消し、又は譲渡した公益目的事業財産の額を控除した額
四　最終提出事業年度の末日における公益認定を受けた日前に取得した法第十八条第六号に掲げる財産に対応する純資産の額
五　最終提出事業年度の末日における前条第四号に掲げる基金の額
六　公益目的事業財産のうち時価評価資産を有する場合の当該時価評価資産の最終提出事業年度の末日における帳簿価額が取消し等の日における時価を超える場合のその超える部分の額

３　行政庁は、第一項に規定する書類に記載された額が前項の額と異なると認めるときは、第一項に規定する書類に記載された額を増額し、又は減額する。

４　行政庁が法第二十九条第一項（第四号を除く。）又は第二項の規定により公益認定の取消しをしたときは、第二項に規定する公益目的取得財産残額の見込額を算定し、公益認定の取消しを受ける公益法人に当該見込額を通知するものとする。

（公益目的取得財産残額の変動の報告）

第六十八条　認定取消法人等は、取消し等の日における公益目的取得財産残額が前条第二項の額と異なるときは、同日（公益法人が合併により消滅する場合にあっては、当該合併の日。第七十条において同じ。）から三月以内に、様式第十二号による報告書を行政庁に提出しなければならない。

２　前項の報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
一　最終提出事業年度の末日の翌日から取消し等の日までの前条第二項第一号及び第三号から第五号までに掲げる額の変動の明細を明らかにした書類
二　取消し等の日における公益目的事業財産のうち時価評価資産の価額の根拠を記載した書類
三　［略］

３　第一項に規定する取消し等の日における公益目的取得財産残額は、第一号及び第二号に掲げる額の合計額から第三号及び第四号に掲げる額の合計額を控除して得た額（その額が零を下回る場合にあっては、零）とする。
一　取消し等の日における前条第二項第一号に掲げる額
二　取消し等の日における時価評価資産の時価が同日における帳簿価額を超える場合のその超える部分の額
三　取消し等の日における前条第二項第三号から第五号までに掲げる額の合計額
四　取消し等の日における時価評価資産の帳簿価額が同日における時価を超える場合のその超える部分の額

４　行政庁は、取消し等の日における公益目的取得財産残額が前条第二項の額と異なると認めるときは、前条第二項の額を増額し、又は減額する。

第六十九条　［略］

［項を加える。］

［項を加える。］

（公益目的取得財産残額の変動の報告）

第五十条　認定取消法人等は、取消し等の日における公益目的取得財産残額が前条の額と異なるときは、同日（公益法人が合併により消滅する場合にあっては、当該合併の日。第五十一条において同じ。）から三箇月以内に、様式第十二号による報告書を行政庁に提出しなければならない。

２　前項の報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
一　最終提出事業年度の末日の翌日から取消し等の日までの公益目的増減差額の変動の明細を明らかにした書類
二　取消し等の日における公益目的保有財産の価額の根拠を記載した書類
三　［同上］

３　第一項に規定する取消し等の日における公益目的取得財産残額は、次に掲げる額の合計額（その額が零を下回る場合にあっては、零）とする。
一　取消し等の日における公益目的増減差額
二　取消し等の日における公益目的保有財産の価額の合計額

［号を加える。］

［号を加える。］

４　行政庁は、取消し等の日における公益目的取得財産残額が前条の額と異なると認めるときは、前条の額を増額し、又は減額する。

第五十条の二　［同上］